覚書

 　　　　　　（以下、「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　 （以下「乙」という。）とは、令和３年度以降の介護報酬単価等の改定に伴い、介護予防支援及び第1号介護予防支援事業委託契約書について下記のとおり変更する。

記

介護予防支援及び第1号介護予防支援事業委託契約書

|  |  |
| --- | --- |
| 変更後 | 変更前 |
| 介護予防支援及び第1号介護予防支援事業委託契約書第１条～第４条　（略）第２章　委託料（委託料の額）第５条１～２　（略）３ 第１項の基本単価を支払う介護予防支援の対象者につき、指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、委託連携加算として、さらに別表に定める額（消費税及び地方消費税を含む）を加算して支払う。４ 第２項の初回加算及び第３項の委託連携加算の支払いは、特段の事情のない限りは第１項の基本単価の支払を行う場合にのみ支払うものとする。５～６　（略）７ 第１項の基本単価を支払う第1号介護予防支援事業の対象者につき、指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、委託連携加算として、さらに別表に定める額（消費税及び地方消費税を含む）を加算して支払う。８ 第６項の初回加算及び第７項の委託連携加算の支払いは、特段の事情のない限りは第５項の基本単価の支払を行う場合にのみ支払うものとする。別表　【介護予防支援】

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 委託料（月額） |
| 介護予防支援費 | 3,899円 |
| 初回加算 | 2,738円 |
| 委託連携加算 | 2,983円 |

　【第1号介護予防支援事業】

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 委託料（月額） |
| 第1号介護予防支援事業費 | 3,899円 |
| 初回加算 | 2,738円 |
| 委託連携加算 | 2,983円 |

令和3年10月1日から【介護予防支援】

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 委託料（月額） |
| 介護予防支援費 | 3,890円 |
| 初回加算 | 2,738円 |
| 委託連携加算 | 2,983円 |

【第1号介護予防支援事業】

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 委託料（月額） |
| 第1号介護予防支援事業費 | 3,890円 |
| 初回加算 | 2,738円 |
| 委託連携加算 | 2,983円 |

 | 介護予防支援及び第1号介護予防支援事業委託契約書第１条～第４条　（略）第２章　委託料（委託料の額）第５条１～２　（略）３ 第１項の基本単価を支払う介護予防支援の対象者につき、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始するとして、甲と連携して当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下、この項において単に事業所という。）へ必要な情報提供及び事業所が行う指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力し、甲が介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の介護報酬を受領した場合は、連携加算として、さらに別表に定める額（消費税及び地方消費税を含む）を加算して支払う。４ 第２項の初回加算及び第３項の連携加算の支払いは、特段の事情のない限りは第１項の基本単価の支払を行う場合にのみ支払うものとする。５～６　（略）７ 第１項の基本単価を支払う第1号介護予防支援事業の対象者につき、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始するとして、甲と連携して当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下、この項において単に事業所という。） へ必要な情報提供及び事業所が行う指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力し、甲が介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の委託料を受領した場合は、連携加算として、さらに別表に定める額（消費税及び地方消費税を含む）を加算して支払う。８ 第６項の初回加算及び第７項の連携加算の支払いは、特段の事情のない限りは第５項の基本単価の支払を行う場合にのみ支払うものとする。別表　【介護予防支援】

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 委託料（月額） |
| 介護予防支援費 | 3,828円 |
| 初回加算 | 2,738円 |
| 小規模多機能連携加算 | 2,983円 |

【第1号介護予防支援事業】

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 委託料（月額） |
| 第1号介護予防支援事業費 | 3,828円 |
| 初回加算 | 2,738円 |
| 小規模多機能連携加算 | 2,983円 |

 |

上記変更については令和3年4月以降の委託業務において適用するものとする。

本件事項の締結を証するため、甲及び乙は、本件覚書 2通を作成し、双方記名のうえ各自その 1通を保管するものとする。

年　　月　　日

甲　所在地　　　　　　　　　　　　　　乙　所在地

事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名